

始

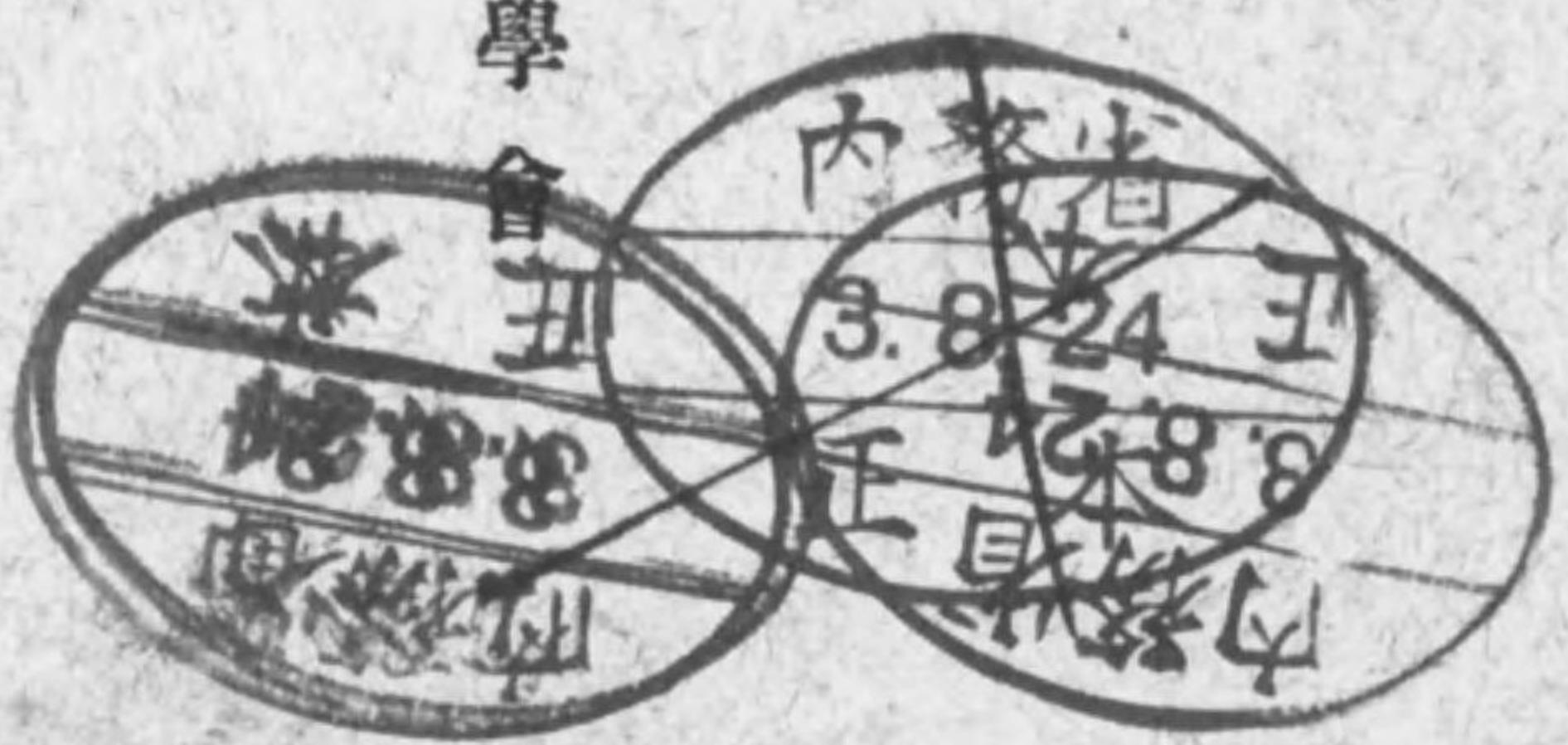


昭和三年八月

日本

日本犯罪學會々報

日本犯罪學會



326-424
會報

- 一、本會は犯罪に關する學說の研究、犯罪事項の調査及び特殊社會問題の研究等を目的となし會員相互の研究機關とす。
- 一、毎月一回例會を開き講演及び談話會を催す。(會場は東大御殿)
- 一、會の事務を司掌する便宜上幹事を置き、當分事務所を東京市小石川區大塚窪町十八番地(電話小石川五四一二番)に置く。
- 一、會報を發行し會員に頒つ。
- 一、入會はなるべく會員の紹介によること。
- 一、本會々費は年額貳圓(例會費及會報發行費)として、春秋二期に分ち集金す。

犯罪否認の精神病學的考察

菊地甚一



被告人が公判廷に立つた場合に、兎もすると、警察、檢事局、豫審の陳述を聽して、犯罪の一部或は全部を否認するのが多い事は、私が今更申す迄もないが、殊に近來放火犯人等には著しい此現象を見るのである。そしてそれ等の被告は均しく「警察で酷い目に遭つたので途ひ一寸遅れに申しました」とか「何にこれ位な犯罪は何でもない、檢事局に行つて素直にいひさへすれば直に放還されるから、正直に警察でいつたこととおなじにいはなければならないといはれましたので、途ひそのまま檢事局でも申しました」などといふのが常で、「それならば何故檢事に本當の事をいはなかつたか」といふと「檢事局に來たときには自分を拘引した刑事、自白させた刑事が隨いて來るので、それに畏れて途ひ云はれなかつた」と述べる。

「それなら何故豫審判事に本當のことをかうだといはないか」と訊ねられると「本當の事をいつても駄目であつた、取り上げられなかつた」とか「どうせ公判に廻されるのだからそのときいへばよいと思つてそのまま認めた」とか、「早く保釋出獄がしたい許りに全部を否定して來た」とかいふのが多いのである。

一體否認の心理といふことを研究するには、まづ、自白の心理といふことを研めて掛らなければならぬのであるが、自白といふ事になると、隨分廣い、大きな問題になるので、茲には不本意ながらも、否認といふ狭い問題から先きに研究したいと思ふのである。

否認そのものが事實であるか否かは、今は問題外であるから述べない。唯、被告人が自己の犯罪を否認するといふ心理には種々な理由により、又心理状態に於てなすのであるから、それを述べて見たいのである。それには、被告の精神状態が通常の場合と、病的であるといふ事によつて否認の状態が異なるもので、換言すれば、否認する状態の如何によつて被告の精神状態が推察される事になるのである。

今、精神の健康者である被告の否認について左の例を挙げたい。

大正十四年十月十二日、府下伊豆大島の泉津村といふところの貧しい農夫の家に起つた事件である。その被告人をHとする。殺人被告事件。

Hの妻の妹の井田よし（假名）といふのが癲病を患つてゐたのであるが、十二日の朝衰弱の結果死んだのである。Hはよしを醫師にも診て貰はずに居つたので、死んだといふので驚いて醫師の死亡診断書を貰ふとしたが、變死と見た村の醫者は、一應巡查の立會の上で検案しようといふ事になり、巡查の臨檢を求めたが、巡查も兎にかく警察の指揮を仰いだ上といふことになり、翌日手續をして一時假埋葬を許した。

十四日になつて、警察で疑問を抱き他の村の醫師に検案させる事になり、發掘して見ると、その醫師は明かに死因に疑ひあるものとの斷案をした。其處で、警察では検事局の指揮を仰ぎ、兎にかく屍體解剖によつて解決する事になり。直に被告を拘留すると同時に、屍體を大學の法醫學教室に持つて來て、世良完介、佐藤武雄の二氏によりて剖検された。

死因の鑑定の結果、屍體にある大小二十數ヶ所の傷は、表皮が剝脱してゐるが、火傷の特徴があり、又その死因は

火傷による衰弱死といふ事になつた。火傷であるとすれば、自分自身では受けられないところ、例へば衣服を着けてあるべき部分、殊に陰阜などにあるので、これは他人によつてなされたものであるといふ、即ち他殺であるといふ事になつた。警察では、その旨電報によつて知ると共にHを訊ひ詰めると、自分が火傷をさせて殺したといふ自白をした。そしてその自白は、よしは他に世帯を持つてゐたが、夫と別れてHの家に來てゐるうち、母親が死んだ時に遣した、わづか許りの財産——烟——を旦に賣つて貰つたとき、Hは貧しい生活から、遂ひその金を半分ほど費消して了つた。その結果、よしに返す見込みもなし、又一つには、よしは癲病患者で、厄介者なので、煩ひを遁れようとして殺したといふのである。そして、始め茶碗を焼いて火傷をさせたといふ陳述であるが、屍體にある二十數ヶ所の大小の傷は茶碗を焼いては出來ないといふので、詰問すると、今度は十能を焼いたのを押し付けたといふことに自白が變つた。

殺人被疑者として検事局に送られたHは、同様の陳述によつて起訴せられたのであるが、起訴事實を見ると、「被告人はかねて同居の義妹井田よしに借金があつたが、よしは癲病に罹つて居たので、被告人はこれを殺害して債務を免れ、また一つには病人の煩を去るために、被告人の住宅内のよしの寝てゐる部屋の中で十月八日、九日の二回、よしの手足を縛した上灼熱した十能を以つて火傷させて死に至らしめた」といふ事になつてゐる。

豫審になつてからも、第一回から第四回の訊問では、矢張り同様の自白をして、自分はどういふ考でそんな事をしたか解らないが、結局魔がさしたのであらうと思ふ。今では後悔してゐますから早く御處罰を願ひたいと述べてゐるが、その後十一月三十一日附で上申書を豫審判事に提出して、突然その犯罪を否認して來た。

私ハ此度ノ事件ニツキマシテ私ノタメニ御調べ下サル判事殿ニ對シテ今日マデ僞ヲ申上テキマシタ事ガ良心ノ苛責

ニ堪エラレズ。今日ココニ判事殿ニ私ノ罪ヲオワビ致シマス。何卒オユルシ下サル様願ヒ致シマス。此ノタノビノ事件ニ付キマシテ犯罪ノ行爲ハ全クケノ程モ心ニナキ事ニテ警察官ノ烈シキ詰問ニ付イテ親子ノ情愛ニシノビ難ク警察官ノ取調べニ對シテ心ニモ無キ事ヲ申上ゲマシタ。又警察官ニ警察ニテ申立テタル事ハ、裁判所ニテモ申立テロトノ事ニテ判事殿ヲ今日迄偽リマシタ。詳シキ事ハ御拜顔ヲ致シマシテ只今マデノ事實ヲ申立ヲマシテ御託ヲ致シタイト思ヒマス。（原文のまゝ）

大正十四年十一月三十日

H

○○豫審判事殿

次ニ第五回の豫審訊問の際には

問、被告人ハ上申書ヲ出シタガ、何カ申立ツ事アルカ

答、私ハ之マデよしヲ殺ス氣デ火傷ヲサセタ様ニ申立テマシタガ左様ナ事ハアリマセヌ。

問、シカシ屍體ニツイテ醫師ノ鑑定書ニ依ルト數ヶ所ニ火傷ガ存在シ、其火傷ニ因ル衰弱デよシガ死ンダ様ニ鑑定スルガドウカ

答、夫ハ火傷デハナイ。よしガモガイテ摺リムキ傷ヲコシラヘタノデアラウト思ヒマス。私が夫レヲ病中醫者ニ見セナカツタノガ手落テ決シテ火傷ヲサセテ殺シタノデハアリマセヌ。

問、サウ云フガ火傷ノ傷ト、スリムキ傷トハ剖見上達フガ如何。

答、實ハ種々ニ申上ゲテナントモ申譯アリマセヌ。全ク私ガコレマデ申上ゲタ如ク十能デよシニ火傷ヲサシタニ相違アリマセヌ。只私ハ殺ス氣ハアリマセンデシタ。十能ヲ焼イテ火傷ヲサセル時怎ウ云フ氣デアノ様ナ事ヲシタカ今

と鑑定人が説明してゐる事を読み聞かされ。

ニナツテ自分ニモ判ラヌ位デ其時丈ハよしヲ殺シテ借財ヲ免レ迷惑ヲ減ジ様ト云フ氣ニナリマシタガ、全ク魔ガサシタノデ私ノ本心ハよしヲ殺サウトナゾト云フ考ハ毛頭アリマセンデシタ。

結局、そのまゝ豫審終結決定になつて公判に附されたのであるが。

第一回の公判のとき自分の行つた事でないと否認したが、裁判長より鑑定書を見ると、創は火傷であり。そのための衰弱死であるといふ事であり。又、傷は自然には到底出来難い身體の部分もあるから、他から加へられたのであると鑑定人が説明してゐる事を読み聞かされ。

『本日申述ベタ事ハ實ハ一時ノガレノ事デ何トモ申譯ケアリマセン』

とは認する。

第二回の公判で、辯護士から『面會の際に自分で火傷させた事がないといつてゐたがあれはどうか、本當の事をいはなければ不可ぬ』と諭されると『申譯けありません』とは認する。

第三回に、鑑定人が喚問され、鑑定書の通り傷は一見火傷に相違ない旨を陳述する。そして被告は自白を是認する。第四回の公判で、又否認して自分は全然やつた事がないと主張するので、裁判長は再鑑定を宣して閉廷する。

第五回の公判に京都大學の小南博士が出廷して前鑑定人の鑑定書は學問上正當であるや否や。記録並に鑑定書によりて死因の鑑定をすることを命ぜられた。

小南博士の鑑定によれば、傷は必ずしも火傷とは云ひ難い、其傷のうちには棺傷と思はれるものもあり、要するに

不明であるといふ結果になつた。

第六回の公判は七月六日に開かれる。被告は今までの自白を全部否認して來た。そして第七回の公判には前鑑定人が再び喚問されて前鑑定の誤りなきことを立證するけれども、今度は被告も否認を翻さず、全然從來の自白は間違ひで自分は決してやつたことがないと主張して來た。

裁判長も何れを探つてよいか判らなくなつた。第八回目に再度の鑑定を東北大學の石川哲郎博士に命することになつた。

石川博士の鑑定は、剖検上の所見によりて傷は火傷と見るは法醫學上至當の事である。只前鑑定人が、傷を火傷中傷である。殊に所見上傷の周圍に紅色の暈輪を繞らしてゐるのは生體に受けた火傷であり、尙紅色の暈輪のみならず傷による表皮剥脱であるが、表皮剥脱の際に、生活反應として傷の周圍に紅色輪を見ることは稀でないが、血管網を透見するといふ事はない。これは火傷と表皮剥脱の重要な鑑別點になるが、唯一の例外がある。

それは表皮剥脱でも、體表面を長時間粗慥なる物體に接觸摩擦するときは表面剥脱して、その周圍に紅色輪が發生摩擦するといふ事は、普通の場合あり得ない。従つて、確實にその長時間接觸且摩擦したといふ事實を知らなければ火傷を否定することは難かしい。然るに記録を見れば被害者は癲癇患者であり、殊に十月五日以後一日百回以上も痙攣發作を起して一週間に及んでゐる。又癲癇患者が一日百回以上も發作を起すことは臨床上珍らしくない事實であ

るから本件の状況がその極めて稀有なる條件に一致する。而して前鑑定人が火傷と鑑定したのは、現在の法醫學の知識から當然であつて、學問上の誤りはない、事件發生當時状況が明かでなかつたためで、何人も一見火傷と見るのである。傷は恐らくは癲癇の痙攣發作によつて生じた表皮剥脱であり、死因は痙攣發作のための衰弱死であるといふ意味の鑑定である。

茲に於て、勿論被告は否認を續けた。檢事も石川博士の鑑定を信じて無罪を論告したので、裁判長も次回には無罪を言渡した。そしてその際、被告に何故に犯罪を是認して來たかと尋ねると、被告は、自分は、固より身に覚えのない事であるから、警察で何といつて調べられようと知らぬといふ積りであつたが、解剖の結果火傷といふ事であり、大學の博士の鑑定であるから間違のある筈はないし、立派な證據があることであるから、自分は知らないが、事によると、妻でも心得違ひをしたのであるまいかと思はれましたので、一家内に起つたことは自分の責任は免かれないと、殊に妻は乳児を抱へてゐる事もあるから、情に忍びませんので、心にもない自白をいたしました。

そして自分は義妹から母の遺した田畠を賣つてくれと頼まれ、賣つた代金は貧困なために遂に、借りて費つたことや、病氣中一度も醫師に診せなかつたことが落度であるから、災難と諦めて自分で背負ふ積りであつたと述べてゐる。此被告は、小學校卒業後補習學校にも二年ほど通ひ、村でも區長を務めてゐるなど、相當の教養もあり、分別もあるために、反つて判断を誤つたのである。而してその否認も、自分にとつて少しでも利益であると思へば、必ず自白を翻すのであり、後に第二の鑑定が出てからは斷じて否認を取消さず、最後に石川博士の鑑定によつて、事由明白になつてから全然犯罪を否認するといふやうに、此被告の否認には、必ず確かな理由が伴つたのであつて、比較的智能

の發達した被告としては無理もないことである。

次の例も亦相當理由のある否認の一例である。

島田定次(假名)は北品川に住む洋服裁縫業者である。妻の兄にあたる某の持家に住んで相當に暮して來たが、大正十五年の春頃から不景氣の影響で仕事がなくなり、生活が次第に苦しくなつて來た。五月になつて知人の勧めによつて動産に三千圓の火災保険を附けて苦しい中から辛じて第一回の保険料を支拂つた。六月の十日の夜、保険金欲しさに自宅屋の外に墨柑箱の中に羅紗の断屑を入れて、揮發油を注ぎ、十二時過ぎに火をつけたが、通行人の爲めに發見されて果さなかつた。被告は警察以來検事局、豫審廷に於て明かに自白したが第二回の豫審の後、突然に上申書を提出して犯罪を否認して來た。上申書は半紙四十枚に餘る長文のもので、犯罪當時に於ける周囲の状況、自分の行動、警察の刑事が云つた言葉、聽取書作製の模様等を細かに書き列べて、放火を企た覺は更にないが、今までいつたのは實をいふと妻がしたのではないかと思ふので、妻がやつても結局は一家の主人の責任だから、妻の罪を背負ふ積りであつた。自分は決してやつた覚えはない、といふのが彼の主張であつた。

そこで豫審判事が妻を證人として喚問して見るこ、その前日に刑務所に面會に行き、妻は世間に對して面目がなく、又子供を抱いてはとても暮す見込みがないから、田舎にでも引込むより外ない、さうすると面會にも度々は來られないからといふので、自分も一時は無理もない事と思つたが、監房に歸つてからよく考へて見ると、これは妻は自分に對し嫌氣がさして、それで田舎に歸るといつて何處かへ行つてしまふのだらうと思ふと、急に慌しい氣になり、上申書を書いたのであつた。豫審判事の諭告によりて、妻の眞意もよく解つたので、直ぐ否認を取り消して、犯罪を認めて公判に廻された。要するに一時の不安の感情が否認の動機となつたもので、しかも上申書は如何にも眞實らしい事

實を列べて否認の理由としたのであつた。

放火犯人の加藤よね(假名)は次の如き否認をした。

よねは府下戸越に醫院を開いて居た加藤元吉(假名)の妻で、元吉は醫學を修めた者であるが、醫師の免許證を有していないので、單獨に開業することは出來ない處から、數年前にも他人の名義で日暮里の某所に醫院を開いて當時保険魔某が代診をしてゐた事などもあつた。大正十四年の秋から戸越に病院を新築して醫學士福原某を傭ひ入れてその名によつて開業した。

處が經營が思ふ様に行かず、漸々福原の俸給も拂はれない始末になり、三月になつて福原は逃げてしまつたので、益々生活が苦しくなつて來た結果、諸所に借財が出來、殊に藥店醫療器械屋などは最初から支拂つてゐない始末なので、嚴重な督促を受け、四月の末日までに支拂はないときには、品物を持ち歸るといふ約束をして了つた。

二十八日になつても算段が出來ず、餘す處二日で器械全部を引き渡さなければならぬ仕儀になつた。よねは幾晩か眠られない夜が續いたが、どうする術もなかつた。そして二十九日の午前二時頃、二階の寢間を起き出て、診察室に入つて窓を開け、窓際に石油をボロ屑に沁ましたのを置いてマツチで放火したが、直に發見されて果さなかつた。警察では捜査の結果よねに疑を容れて檢舉した。そして石油を入れたといふ月桂冠の四合罐と、ボロ屑、馬踏印のついたマツチを證據品として押収した。

よねは警察、檢事局豫審廷に於て犯行を自白して、醫院經營の蹉跌から、生活の窮迫による一時遁れの爲めに放火した旨を陳述した。そして豫審第二回の取調後保釋を許可されて出所したが、第三回のときも自白を肯定して終結決定になり、地方裁判所の公判に附された。

第一回公判の際に被告は裁判長に、

「御伺ひいたしますが、若し妾が火を放けたといふ事になりますと何ん事になるんでございません」と尋ねた。其處で裁判長は審理しなければ判らないが、放火した事實があれば懲役刑になる旨を告げると、

「實は妾は放火した覚えはございません」と從來の自白を否認した。裁判長は

「それでは何故警察、檢事局は兎もかく豫審で否認しなかつたか」と問ふと、

「嘘を申しまして誠に申譯けありませんが、實はなかに居りますと子供の事が氣になりますと一時も早く保釋を許して頂いて出たい一心でつい申し上げましたが、實は少しも覚えのない事なんでございませんと答へた。裁判長は、

「それでは第一回第二回はそれでもよいが、第三回の豫審調書は、保釋で出てから出來たものだが、これはどういふ譯けか」と訊ねると

「實は第三回のときに否認しようと思ひましたが、豫審判事さんが餘り御親切にして下さいますのと、折かく出して頂いたのに出たからといふてそんな事も申されませんのと、一つは、また收容されると、子供が可哀さうでしたものですから遂ひ申上ける勇氣はありませんでしたので、そのまゝになつてしまひました。」

と極めて平靜な態度で答へた。そして「断じて火を放けた覚えはありませんです」と頑強に否認した。そして證據品として押収された壙は妾の家のものではありません、多分刑事が勝手に持つて來たものであると思ふと主張した。

其處で裁判長は懇ろに

「被告は一旦豫審で認めて來たことではあるが、今になつて否認するならば、何か他に有力な證據があれば差出す方がよい」といふと

「そんなものはありません」と答へた。

次の公判までによく考へて利益なものは提出すべき旨を告げて閉廷した。第二回の公判で、裁判長は職權で石油を入れたといふ四合瓶の中に現在石油があるや否や、又曾て入れたことありや否やの點について、専門家の鑑定を命ずることを告げた。そして鑑定の結果は

一、現在石油は附着せず。

二、曾て入れたことありや否や不明である。

といふ事になつた、石油を入れてそれを他に移し替へても、壙の周壁に附着してゐるから、直後に相當の時間内なれば検査によつて反應を呈するが、六十日間を経過すれば全く反應を呈さなくなる、検査に着手した時日は丁度事件後六十日を経過した後であるから要するに不明に終つたわけである。

雖然此被告の否認だけでは認容されず、從て自白を覆すだけの理由とならず。證人の證言、その他の證據によつて、裁判の結果は懲役三年に處す旨言渡された。そして被告は一審の判決に服罪せず、直に控訴して争ひ、遂には車夫の某なるものが主人の病状を見かねて放火した事を一年有餘の後病床にありて告白して死んだ事を主張して争つたが、控訴院の判決も一審同様であつた。そして審理中に保釋を取消され、再度入所の身となつたが否認を撤回しなかつた。是等の例は何れも通常人の否認であつて、否認する目的と手段には常に相當の理由がありて否認するのである。

以上の如く被告の精神状態が通常であるときには、その否認も亦相當の理由を伴ふのであるが、病的の場合にはどうか、即ち精神障礙に基く犯罪否認の心理について次に述べて見たい。

第一に記憶障礙に因る否認を擧げよう。而してまづ記憶と稱する精神作用に就いて、簡単な説明をすることにする。

人間は五官の作用で、外來の刺戟を受けて感覺を惹起して、末稍神經を傳へて大脳に一つの知覺像を描くのであるが、その對物が無くなつて刺戟が去つても、尙痕跡を残して久しく脳裡に保たれるので、ある時間經過の後、全然その觀念の聯合性考慮に依るか、又は熟慮といふ意志張力に因つて、統覺的に前の知覺像の再現さるゝ事を、吾人は記憶の本態と稱してゐる。故に又記憶の全機能を分つならば、新なる知覺像より得たる觀念を蓄へる作用とその蓄へられた潜在觀念を保有する能力と、後日その二つの作用を再現する爲めの追想力の三つよりなるといつてよい。そして新しき知覺像を脳裡に印象せしむる能力を記銘力と名け、知覺像に因つて存在する觀念を、後日再び追想像として現すことを得る力を追想力と云つてゐる。

故に記憶障礙の起るのに二様の事が考へられる。即ち記銘することの障礙と、追想力の障碍である。

記銘力の良いといふ事には、まづ意識の鮮明であることをする。意識が極度に溷濁してゐる時、及び無意識狀態に於ては、記銘作用は起らることは勿論で、意識の無い場合には領會作用が行はれないから、脳裡に知覺像が描かれることになり、意識障礙が軽い場合、即ち意識が不鮮明であるときには領會作用が不確實であるから、瞭然とした知覺像を得ることが困難になる。例へばヒステリー、癲癇の朦朧狀態、高度のアルコール酩酊、睡眠酩酊(寝ぼけ)等の場合である。

又通常の意識狀態に於ても、領會作用の不良な場合には、記銘が不十分であるが、領會作用が良いときには、記銘が十分である。即ち脳裡に理解注入せられたものはよく記銘するが、脳裡に餘りよく注入されないで、理解し難い事は亦能く記銘することは出来ないのである。故に外來の刺戟が、嘗て幾度も幾度も經驗したものは、よく理解注入す

るが故に能く記銘するが、一度も自己の經驗内に入つたことのない初めての刺戟であるときには、容易に理解されないから記銘が困難になる。

又未だ経験されない事柄でも、反覆して同一刺戟を繰り返すときには、記憶力を増すことはいふまでもないことがある。

一體、意識障礙に因る記銘力の不確實は如何なる場合に来るかといふと、前に述べたヒステリー、癲癇の朦朧狀態、深き酩酊狀態の外、熱性病、昏迷狀態、興奮狀態、高度の癡呆狀態、腦質的疾患、例へば脳溢血の昏睡狀態であるとか、コルサコフ精神病、白癡などに見るのである。

そして是等の精神障礙が基地となつて起る記憶障礙のうち、或る一定の時間内の出來事に對して追想不能である場合を臨床上健忘症と名けるのである。而して追想が全然半等に不能であるものを、全部性健忘症といひ、事柄に對して或る部分は追想出来ないが、ある部分は出来るといふ場合を、概括性健忘症或は部分的健忘症といふのであって、例へば癲癇の朦朧狀態のときは全部的の健忘症である事が多く、ヒステリーの朦朧狀態は概括的健忘症が多いといはれてゐる。勿論例外は何方にもある。

次は追想力の障礙である。元來追想によつて、脳裡に再現する像は、最初の知覺像よりは鮮明の度が弱いのは勿論であるが、此追想像も、漸次時日を経過するに従ひ明瞭の度が薄くなり、遂に明かに追想像が形成することが不可能になつて、吾人の記憶から去つてしまふのである。即ち忘却に達するのであつて、寧ろ生理的事であつて、吾人の日常經驗する現象である。

元來追想力の有する間は、此追想像と最初の知覺像は必ず同一であることは生理的現象で、吾人は之を追想像の眞

實性と稱してゐるのである。然れども此追想像の眞實性に變化を伴ふ事があつて、即ち病的現象を來すことが屢々ある。之を追想の誤謬といふのである。或るときは知覺像と追想と相異なることがあつて、前に經驗した事柄と異つた追想が行はれる事がある。之を追想の錯覺と稱へる。又全然經驗せし事がなく、全く新しい異つた追想像を生ずる場合之を追想の幻覺と稱する。かゝる際には、全然經驗せし事がないにも拘らず、さも經驗した事實の如く考へ之を信じて居るので、虛談症又は作話症といふのである。而して他から見ればその誤りであることを知るけれども、自身は毫末も疑はず、何處までも之を事實と信するのであつて、最初は他から見ても事實であるかの如き觀を呈して、場合によつては迷惑を蒙ることさへあるのである。ヒステリー、中酒病者、癲癇、コルサコフ氏精神病、老耄性癡呆、能低者、小兒の或るものなどに屢々あるのである。ヒステリーなどの被害の告訴であるとか、偽證等については特に注意を要する事である。

追想の眞實性に障礙がある外に、追想像を描き出すことが困難になる状態がある。元來各人によつて經驗に對する記憶の把持時間に相違のあることは勿論であるが、或る疾患に於ては特に此把持能力に障礙が起り、經驗した事柄について忽ちその再現し能はざるやうになり、從て追想像を生ずることが不可能になるのである。通常記憶減退と稱するものはそれであつて、學問上には追想像固執性減退症と名けるのである。癲癇性癡呆、老耄性癡呆、コルサコフ氏精神病等に多い現象である。

又病症によつては、追想力の障礙の力、特に時間的の推理力の冒さるゝ事があつて、自ら經驗せる事實は大體追想することは出來ても、その事實の何時頃であつたかといふ、時間的配列と、事實の追想を結合することが困難になるのであつて、此事實は、吾人は多く癲癇性癡呆に見るのである。

以上記憶の障礙について述べたが、この他に特殊の記憶障礙がある。それは精神性健忘症といふのであつて、偶々被告人などの拘禁生活をする時に起る場合が多い。主として追想の障礙であつて、追想の眞實性を失ふ場合と、全部性或は概括性健忘症を惹き起すことがある。その原因は主として精神作用によるので、拘禁生活の不満や、犯罪に対する感情の不快をなるべく避けて忘れようと努力する結果や、故意に罪を遁れんとする佯狂的念慮によりて、知らずくの間に一種違つた精神狀態に陥るによつて來るのであつて、しかも、事件について系統的に健忘症を示すことがある。之は精神性系統的健忘症と稱するのである。

抑も被告人が、長く拘禁生活をするときには、時としてその精神狀態に特殊の現象を呈することがある。その變化が著しく、獨立した精神病の外觀を呈するときには、之を拘禁性精神病と名くるのである。

被告が、拘禁されるために起る精神作用の變化に因る否認については、近來多くの學者が注意してゐるのである。殊に記憶障碍として前に述べた精神性系統的健忘症なるものも、亦この拘禁性精神病障礙の一つであることは勿論である。

拘禁に因る精神異常は、如何なる原因によつて起るかといふと、生活の變化のためと、本人の生來性の變質的因素とによるので、概していへば、内因的關係と、外因的關係とによるといふ事が出来る。

外因としては從來の生活と異なる周囲の狀態が續くこと、例へば、運動不足であるとか、日光射入の不十分、空氣の流通の不良、食慾不振といふ様な事に加へて、孤獨の寂しみ、自己の犯罪に對する慚愧、悔恨の情、妻子その他家族に對する愛憇の情の熾烈なる事等による懊惱、悲嘆の結果、不眠症を起すとか、頭痛、眩暈などの神經症狀を發して不安感情に藉られるなどの精神的原因が支配する爲めに起すといはれてゐる。

1 ウィルマン氏は、犯人が入監後かくの如き原因によつて不眠、苦悶、疑惑、自殺企圖、刺戟性感情轉換、考慮遼滯、意志薄弱、持續的眩暈、頭痛、ヒステリー發作、等を來して拘禁前には曾つてない種々の症狀が起つて來ることを擧げて居る。而して、主として自分の身體を顧慮し、常に細心の注意を拂ひ精神的不安の念の強い人間は、ヒボコンデリー様の症狀を起し、又在監生活の單調に感觸する様な人は、まづ記憶の減退を來し、犯人が生來空想家であつて、真實性に乏しい様な人間は、反つて外界の刺戟によつて抑制されることがない爲めに、勝手に自己の空想を誇張して少しも反省することなく、空想内容を訂正熟慮することが出來ないから、恣に空想を增長逞ふして、遂には判断能力を失ひ、寧ろ正しきものと考へて、妄想形成の基地を作るに至るのであるといつてゐる。

一、病的感動の亢進。激し易くなつて些細の事に怒り、反抗的態度を示したり、狂亂性になつて、無秩序の行爲が多くなり。

二、持續的興奮狀態となつて、常に感情刺戟性となり、怒り續ける様になり好訴狀態となつて、他から見て詰らない事でも一々訴へ出て用ひられなければ、何でも彼でも無暗に司獄官裁判所に反抗して止まない、遂に妄想性になる。

三、感情の變化によつて、甚しく自恣放縱不安となり、衝動的に暴行をしたり、逃走を企てたり、ヒステリー様の

症狀を呈する様になり、道徳的觀念の甚しく低下する。

四、腺腫狀態。個有の精神變調を來して茫然とする。無氣力となり、反應性がなくなり、質問に答へず又誤りたることを答へたりする。又腺腫性錯亂狀態となり、思索不能、應答纏まらず、幻覺が起つたり、物誤認、指南力不良、追想錯誤、ヒステリーのガンゼン氏症候、小兒様狀態となり、口調が小兒の言葉の様になり、又早發性癡呆の如

く、街奇的症狀を呈したり、昏迷狀態に陥つて食物を攝らなくなること等がある。

五、空想性の増進。主として宗教的誇大の言辭があつたり、人生觀があり又文學的の誇大虛色がある。

六、自家感情の亢進の爲めに、頗る自我的になり、慢心、又代理症的性慾、同性色情、手淫等の發露がある。

七、妄想形成。空想亢進による外、好評病性妄想形成、自己に都合のよき内容を作り、無罪、赦免を堅く信じ、裁判長を憚ひ、辯護人を嘲り、檢事を恨む様になる。

如斯精神症狀は、釋放さるゝことによつて忽然として去るか、漸次薄らいで來るのであつて、他の内發的の精神病と區別されるが、而して又外觀恰も佯狂に似通つてゐるので、多くは狂ひを裝ふにあらずやと考へられてゐる。

拘禁性精神異常は如何なる原因によつて起るやは前に述べたが、如何なる拘禁者にも来るかといふに、さうではない、寧ろ特殊な人間にのみ起る現象といつてよいのである。拘禁性精神異常者には、前に述べたやうな精神障礙の外に、身體的症候を伴ふのであつて、身體皮膚表面、口唇、舌、眼瞼等の粘膜に知覺癱瘓、殊に痛覺脫失があり、手や足の運動癱瘓が起つたり、痙攣發作を起すことさへある。

之等の身體症候は、勿論官能性のもので、別に諸器官に實質的に變化が起つた譯ではなく、精神障礙に準じて消長があり、又、精神障礙が全く去れば之等身體症候もなくなるのであつて、例へば運動癱瘓があつて歩行が出来なかつた被告が、釋放後精神の異常が癒つて元の如くなると、漸次に歩ける様になり、又佯狂に最も近いものに於ては、釋放後直にすんく歩いて何等異常なく、偶々再犯して捕へられるときには直に歩行不能を訴へるなどの例もある。

之等の人々は、どういふわけで斯くの如き異常が来るかといふのに、生來健全なものではなく、主にヒステリー性格を具へたものに多い、その他頭部に外傷を受けたことがあるとか、その他の變質者であることが證明されるので

ある。故に拘禁性精神異常者の責任能力といふ事をいふならば、異常のある場合の程度は、よし判断能力の全く缺乏してゐる程度であつても、それだけで責任能力を定めてはならない。必ず平素の精神状態をよく観察し、參照して後に決定すべきものである。

蓋し犯罪當時と入監後の精神状態とは異なると同時に、釋放後異常の程度が漸次薄くなり、拘禁によつて起つた症状は全く去るのであるから、一般防衛及び又犯人教化の上から相當の手段を取らなければならぬ、要は被告の平素の個人鑑別を厳密にして、後に責任能力を決めなければならない。拘禁性精神障礙の例として次の被告を挙げたい。

池○辰○助 二十一年。強姦致傷

被告の豫審終結決定書を見ると、

大正十五年三月二十四日午前七時半頃○○縣○○郡神里村○○の内東八幡神社西南方の十字路附近を通行中、同村○○の内○○月上喜美(假名大正三年一月生)が同十字路を歩行して居るを見るや、直に劣情を催して、之を強姦せん事を決意し、其傍に駆け付け、右喜美を抱へて口を塞ぎ次で其手を掴んで、約一町を距りたる西南方の附近の山林中に連れ行き其場に押し倒して姦淫せんとしたるも其目的を遂ぐるに至らず。

又同月二十七日午後三時頃同村○○の細道を通行中、草壁藤吉の妻かね(二十四年)が同所の畠地にて草刈に従事せるを目撲して、劣情を催し之を強姦せんことを決意し、直に同人の傍に到るや、かねが驚愕して同所の麥畠に飛降りたるより之を追跡し、土手の傾斜に俯臥せる身體に乗り掛り、騒ぐと殺すぞと脅迫し、其咽喉を抑壓したるも、同人が極力抵抗したる爲め、姦淫の目的を遂げざりしも、反抗したる際同人の頭部に全治五日間を要する擦過傷を負

はじめたるものなり云々。

被告は某地方裁判所の公判に附されたのであるが、今假りに豫審訊問の際に彼の供述した調書の中より摘要するに、氏名、年齢、職業、住居、本籍、出生地を正しく答へ、

「兩親はあるか」

「私の母池○す○は今丈夫で紙屑買ひをして暮してゐます。父親は知りません私は私生兒といふ話であります。私は兄弟はありません。私は○○○小學校へ入學いたし、尋常二年の時生徒の筆や紙を盗み子供を殴つて亂暴をしたので、二年生の途中で退學して、○○縣○○郡生實學校といふ感化院へ入り十七歳の春同校を出たのであります。」

「被告は生實學校を出てから何處で何をしたか」

「私は生實學校を出た年東京へ来て、主人の名前や番地は覺へて居りませぬが、向島の新聞配達所へ入り、新聞配達を致し、中學講義録一ヶ年取り揃へましたが、讀んでもわかりませんでした」

「被告は救世軍に入ったとの事だが如何か」

「さやうであります。私は母親が私を可愛がつて呉れぬ故情なく思ひ、東京に行つて間もなく小石川區關口町の救世軍小隊に入つて日曜や夜間に參り説教を聞き、自分でも救世軍の爲めに働きました」

「被告は大正十四年中麴町區の○○病院に入院したことあるか」

「左様であります。私は感化院に居る頃から自分で色々考へ事をすると、氣がほんやりして倒れることがありました。昨年も其様な容態で困りましたから、十一月頃麴町區飯田町○○病院に入院致しました。」

「被告は自殺をしようとしたことがあるか」

「さやうであります。昨年十一月頃〇〇病院を退院して、小石川區の救世軍小隊長間上花枝といふ女人に自分の身の上の事を頼みに行つたが、私を避けて會つて呉れませんでした。本所の小隊に居る兵士の人達は私が間上花枝に戀をしてゐるものと思ひ、私を警察に連れて行き、その當時の私の主人深川區猿江裏町六十一番地といふ菓子型を造る人の處に警察より電話をかけ、私は主人に申譯なく、自分の行末を考へて非常に困つて、遂に出刃庖丁で自殺をする積りで頭を斬り、傷が浅かつたので、牛込の早稻田病院に入院し、五六日間みると叔母の生方かづが私を連れに來たので、退院して母の處に歸りました」

『被告は男女の色情關係は何時頃から知つたか』

『私は男は〇〇〇といひ、女は△△△といふ事を聞いてゐましたが、兩方同じ形のものと思ひ、子供はどうして出来るか不思議に思ひ、昨年〇〇病院に入院したとき、看護婦に子供は如何して出来るかと尋ねましたが、看護婦は中々教へて呉れませんでしたが、幾度も尋ねましたので、看護婦は何といふ本かよく知りませんが、青い表紙の字の書いてある本を見せて…………（以下數行省く）始めて女と男に違ふんだなと知りました』

『被告は本年三月二十四日午前七時半頃主人方を出て〇〇郡神里村〇〇の内東谷八幡神社西南方の十字路附近を通行中月上喜美が通つたか』

『左様であります。其日午前七時半頃主人の言附で内野といふ處へ薬を買って貰ふ事を頼みに行く途中、神里村〇〇の内東谷八幡神社の西南の方の十字路邊に行くと織幡方面より女の子が十字路の方へ歩るいて來るのを見ました。私はその子を見ると、看護婦より…………（以下數行省く）……』

『その女の子の容貌及身の丈、年頃はどうか』

『其女の子は顔は長いやうで、身の丈は私の頸の下までありました。年頃はよくわかりませんが、私が…………二行抹殺……つたから未だ子供だらうと思ひます。』

『その女の子はどんな服装をして居たか』

『赤い袴を穿き、着物の色は覚えてゐませんが、きれいな着物を着て居ました』

『其後被告は、同月二十七日午後三時頃、用達に行つた歸り神里村〇〇の細道を通りかゝつた際、草壁藤吉の妻かねが、其附近の畑に居るを見て強姦しようとした事は如何か』

『左様であります。その日三時頃主人の言付けで薬を馬で運搬することを頼みに高萩の野田屋といふ家に参り、其依頼をして歸りに細道を通つて歸らうと思ひ、神里村〇〇の内織幡の細道を歩いて居るとき、大きい女人人が一人で畠の所に立つて居るのを見ましたから、私は其女を見て…………（以下數行略す）』

被告は警察官の聽取書、檢事の聽取書、豫審訊問調書に於ては相當に微細な、しかも相當に秩序のある陳述をなして來つたのであるが更に公判廷に於ては次の陳述をして居る。

『被告は本年三月二十四日午前七時半頃〇〇郡神里村清里の内東谷八幡神社西南方の十字路附近を通つたか』

『通りました』『其際何用があつて其所を通つたのか』

『且那の言付けで使に行く途中其所を通りました』

『その際同村清里の内織幡方面から女の子が、十字路の方へ向つて歩いて來たと云ふが左様か』

『ハイ』『その女の子は〇〇〇〇といふものだが知つてゐるか』『名前は知りませぬ』

「池○す○といふのは母親ではないか」「さうです」

「池○す○は今何をしてゐるか」「小見川に紙屑買ひをして居ます」

「被告は誰れに育てられたか」「叔母さんにです」

「叔母さん何といふか」「宇○形かつひます」

「被告は學校へ行つたか」「尋常一年卒業しました」

「感化院にも行つたか」「行つてゐました。十七までゐました」

「其處に居るうちに木から落ちた事あるか」「あります何處打つたのか、わかりません」

「東京に來たのは幾つのときか」「前です。車を引張つたり、新聞を配達して居ました」

「救世軍に居た事あるか」「あります。早稻田の小石川にゐました」

「お説教が出来るか」「僕には出来ません、只母親の傍に居なくも淋しくなく働くといひます」

「去年麴町のシセイ病院に入院したことあるか」

「入院しました。電車道に引つくりかへつたから病院に行きました」

「去年の十二月死うとしたことがあるか」

「あります可愛かつて呉れませんから」

「病院の看護婦と夫婦になる約束したか」

「しました。一生懸命に勉強して偉くなつたら辰公の處に行く、本が讀める様になつて皆を喜ばせる様になれば一緒になるといひました。よく考へて見ると、看護婦の人は辰公が勉強して偉くなれば、二つも三つも一緒になるといひました。辰公はウンと返事をしました。それを救世軍の友達は、看護婦などおつかアに貰つては駄目だといひました。下田さんは看護婦でも良い、辰公が良い人なればと云ひました。辰公は一生懸命に良い人になるから可愛がる人を下さい。何時までも待つからといひました。それから死ぬ様になりました」

尙犯罪事實については

「女が向ふから、辰公は此方から、前に行つたとき、かうして（抱擁するが如き風）彼方へ行うといふと、いやだといひましたから……（以下數行省く）一緒に山に行つてかうして○○○○○○○○下さいといひました。女はいやだといひました。（以下省く）

「その女の子は幾つ位の子か」

「小さいです。まだ小さいです」

又第二の事實については

「女がその土手の傍に居て、傍に行くと逃げ出したから、後から追ひかけて女が背負て居る籠をつかまへると、女は傍の低い處に飛び下り、辰公も一緒に轉けて落ちました。起き上つて見ると女は土手におつ伏さつてゐたから、前の様に地べたに手をついて○○○○○○○○下さいといひました。女はいやだといひました。初めは女の背中を押へていひましたので、今度は手を放して……（以下略す）

「女の咽喉を手で押しつけたのではないいか」「そんな事はしません」

「さういふ事をしてよいかわるいか」「悪い事をしました」

そして辯護人の申請によつて被告の精神状態を鑑定することになった。

被告は舊小見川藩の重臣の家に生れ、祖父の甫は維新前お側役を勤めた。池○家は代々家老の職にあつたが、甫は生來智能の足らない爲めかその職に上らなかつた。維新後は爲すこともなく暮してゐるうちに、生活の途を失つてしまつた。九州の大村落に嫁いでゐる姉の許に行くと稱して、家を出て以來九年間消息を絶つた。甫には二人の娘があつて、長女のかつは美貌の故に父の出奔後舊主の奥を勤め、遂に妾となつた。妹のす○は池○家を繼いだが貧しかつたので十七のときに東京に出て女中奉公をした。當時情夫吉原某と同棲するにいたつたが、妊娠するとともに行方を晦ましたので、遂に姉の許に歸つた。被告はかくして生れるともに里子に遣られ、四歳になるまで近村の農家に育まれた。

その當時母親には二度の情夫があり、後内縁の夫として紙屑買ひをして歩るいたが、三郎といふ弟が生れたのは數年之後であつた。

辰○助は町の小學校に入つたが、子供の誰れ彼れを苛めたり、教師のいふ事を諾かず悪戯をしては憎まれた。そしてあるとき他の兒童の錢を盜つたといふ事で、二年の中途中に感化院の生實學校に入れられた。母親は鑑定人に對して「辰がへエわるさをするんで、先生に憎まれて、錢盜つたといふこんで、實は貧乏なんでおまんま腹一杯喰はせられませんもんですから、よその子供の辯當を取つたとかいふので、先生から私まで呼びつけられ何たつて子供を苛めるんだ、飯食はせない奴があるかつて怒られましたんで……」といった。

生實學校に入つてからも悪戯は絶へず、あるとき木から落ちて頭を強く打つて氣絶した事があつた。そのときは一ヶ月ほどで落ち付いたが、その後度々物が判らなくなつて暴れる事があつた。殊に考へ事をすると轉倒して失神する發作を來すことが屢あつた。

十七の歳に東京に出て新聞配達、洋服屋、西洋洗濯、菓子屋等に奉公したが、何れも長くは續かず一向に能率が上らなかつた。救世軍に入つても同様で或るとき路上で倒れて某病院に運ばれたが、その病院の看護婦から男と女の區別を産婆學の書籍中の圖解を示された事があり、退院後救世軍の女士官の某に面會を申込み拒まれたので、自殺の目的で頭部を自も傷けた事があつたが、叔母のかつが郷里に連れ歸り静養させた後、近村の栗源の某牧師の許に農業を勤めてゐるうちに犯罪をしたのである。叔母の字○形かつは被告の平常について次の様に證言して居る。

「辰○助は母親があの様なものですから、私ばかり便りにしまして可哀さうな子供でございました。脳がわるうございまして、たしか十九の春頃と思ひますが、落合の何とかひます染物工場に居ました頃、倒れまして連れて歸りました事がありました。そのときも時々暴れまして、人を打ちましたり物を毀はしましたりしまして、手がつけられませんでした。考へ事をすると、ア法がないといつて夢中になり、障子を破つたり、佛様を毀したり、便所の中の窓に細紐をかけて死なうとした事もございました。何でも半年もそんな事をいたしまして居りました。物事を深く考へたり、氣に入らない事があつたりすると、茫然として物が分らなくなり、歩けなくなつたりいたします」

被告は下肢に運動麻痺があつて、歩行が出来ず、監房より診察室に來るには、何時も背負はれて來るのが常である。最初の間は辛じて歩行が出来たが、漸々に麻痺の程度が進み、終には椅子に腰をかけて居る事さへ困難になつた。不安定で他から支持しなければ轉倒するも、自ら保たうとする風がない。皮膚の知覺機は左側半身に亘つて、痛覺、觸覺、温覺共に消失して居る。右側も上肢も下肢に知覺麻痺がある。唯大腿内側は左右共に知覺麻痺の程度が弱く、陰嚢、陰莖、殊に龜頭は知覺脱失があり、顎面と頭部の右側は鈍麻、左側は消失、後頭部は兩側共に消失、眼瞼結膜、頬粘膜、口唇粘膜は僅かに存する程度である。味覺は辛じて検査し得るが存在するものゝ様である。

顔貌表情に乏しく、遲鈍状で言語が明析を缺き且陶語性で恰も小兒の言葉使ひに似てゐる。例へば「辰公」をタチコウ、「お巡りさん」をオマハリチヤンの類である。時々自ら「辰公何時歸れまチユカ」「お饅頭が喰べたい」などの言葉を發する事がある。

精神的方面の検査については次に述べよう。

指南力検査

『名前は何といふか』「辰公でち」

『何辰公といふか』「唯辰公でち」

『池○辰○助といふのぢやないか』「池○でち、池○辰公」

『年はいくつになるか』「もう検査済みまちた」

『検査が済んで幾つか知つてゐるのか』「わかりません」

『此處は何といふ處か』(市ヶ谷刑務所)「病院」

『何處の病院か』「東京の——病院」

『この人は何をする人か』(看守)「お巡りちやんです」

『病院におまわりさん居るか』「辰公わらうことしたから居ます」

『辰公何をわるいことしたか』「をなご轉ばしたからです」

『病院ちやなくで刑務所ではないか』「刑務所違ひます。千葉の刑務所と違ひます」

『それでは何處がわるくて病院に入つてゐるか』「何處も悪いことないと思ひます。お医者さんります。辰公に此處

に寝てるんだといひました」

『今日は何月の何日か』「わかりません、何月かわからないです」

『秋か春かそれとも夏か冬か』「わからないでち」

『寒いときか、暖いときか』(十一月六日)「よくわかりません」

『私は何をする人か』「判事お母さんと思ひます。千葉でお巡りシャンがいひました。辰公のお母さん判事さんだ。検事さんお父さんだつていひました」

『お医者さんではないか』「お医者ではないと思ひます」

記憶の検査

『辰公のお父さん何といふ名前か』「居ないでち。判事さんといひます」

『お母さんは』「…………(考へて)すいです」

『辰公年幾つになるか』「年わからないです。もう検査すみました」

『微兵検査は何時済んだか』

『何時かわからないです。辰公悪いことしないときです。をなごに〇〇〇〇〇〇て下さい言はない時です』

『お母さんの年は幾つ位か』「わからないです。〇〇〇〇〇〇の女より背大きいです」

『千葉の刑務所に行つたのは何時か』「わからないです。もう直き花が咲くといった」

『此處に来る前には何處に居たか』「わかりません」

と答へて後『八日市場ではないか』といへば、さも思ひ出した様に、大聲をあけて、

「さうです。八日市場に居ました」

「此病院に來たのは何時か」「この病院には随分寝ました。十位い寝たと思ひます」(→ヶ月位ひ経過)

「生實學校知つてゐるか」「知つてゐます。辰公小さいときにもました」

「何故生實學校に行つたか」「伯母さんがやりました」

「何時まで生實學校にゐたか」「わかりません」と答へ、又「大きくなつて東京に來るまでゐました」

「生實學校出て東京に來てから何をしてゐたか」「…………」

「新聞配達したか」「やつたことあると思ひます。田舎から此方へ來たときです」

「その外何んな事をしたか」「早稻田のところで車を引いて荷物を運びました」

「救世軍に入つたことあるか」

「あります一生懸命に働くと軍曹にするといひましたが、辰公なれませんでした。小石川の電車の停るところです」

「救世軍の女の士官さん知つてゐるか」「士官さん澤山ゐます」

「辰公尋ねて行つた女の士官何といふ人か」「思ひ出せません」

「辰公死なうとしたことがあるか」「…………暫時考へて、「あります。検査済んでからと思ひます」

「そのとき深川のおぢさんが來たか」この時初めて思ひ出した様に、大聲をあけて「あります」

「辰公の家何處にあるか」「すつと田舎です。川のある町です」

「何といふ町か」暫時考へて、口をもぐ／＼して答へ得ない。

「小見川町といふのではないか」「ウ、小見川町です。車を引つばつてゐます。紙屑買つたりする事もあります」

「伯母さんは何といふか」「かつです。難しい字で書きます。(頗りに考へて)字○形です」

「辰公の旦那は何といふか」「旦那ですか…………藤○牧師さんです」

「病院に入ったことあるか」「病院に入ったことせんにあります。麹町のしせい會病院(濟生會?)です。辰公車を引いてゐて、わからなくなりました。眼開いて見たら病院でした」

「看護婦さんゐたか」「大勢居ました。書物を持つて來て種々いゝ氣持だと教へたんです。人の生れるところ聞いたら、看護婦さん本持つて來て繪が書いてあつたんです。茲から生れると教へたんです」

以下數行省く。

「辰公何故此處に來てるか」「女子轉ばしたからです。○○○○○下さいひました」

「それは何時の事か」「晝間いつたんです。道があつて畑があつたんです。辰公歩いて居たんです、向ふからをなごが來たんです、辰公擱へたんです、擱へて、彼方へえんべいと引張づたんです、をなごやだ！やだ！ といひました

……」以下數行省く。

「辰公小見川の警察に行つたか」「初め辰公一緒に行つたんです、警察に泊つたんです」

「小見川警察に誰がゐたか」

「お巡りさんゐました、眠つたいといつたらお巡りさん何か書いて呉れたんです、それからをなご擱へたかと訊いた辰公擱へましたといひました、轉ばしたかと訊きました、辰公○○○○○○○いひました、お巡りさん遠ふといひました、辰公違はない、をなごに聞けばわかるといつたんです、お巡りさん擊劍の竹刀で殴つたんです、辰公泣いたんです、又殴つてお伯母さんのとこに歸さないふたんです、辰公歸れるやうにお巡りさんいゝ様に書いて下さい

ひました

「をなご轉ばしたり、警察に行つたのは何時の事か」「すつと先にです、もう餘程寝ました」

智 能 檢 査

被告は現在書字、讀書不能なるが爲めに智能検査票に依らず、適當の課題を撰んで、問答することにした。

計 算 能 力

『數を出来る丈け數へて御覽』

「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五……十五あとわかりません」

「二と三では幾つか」「五」「五と四では」「十」「三と四では」「七」

「二と五では」「七」「三と三では」「六」「二と六では」「八」

「五と六では」「十一」「四と四では」「八」「八と五では」「わかりません」

「六から三引いては」「わかりません」

以下減算は全然不能

時 間 の 問 題

『これは何か知つてゐるか』(懷中時計)

「時計」(約一分位考へた後) 「今何時になつてゐるか」(午後二時二十分) 「二時です」

「一時間といふのは何分か」 「わかりません」

「一晝夜は何時間か」 「わかりません」

「晝と夜とはどう違ふか」 「初めおまんまと喰ふのが朝、その次がお晝、それから晩です」

「午前と午後とはどういふことか知つてゐるか」 「むづかしいです」

道 德 的 判 斷

「女子を轉ばして○○○○○○○よい事か、わるい事か」 「判事さんわるいことだといひました。千葉でもずつと列んでゐる判事お母さんわるいと云つた、自分ではよくわかりません」

「他の人の物を盗つてはどうか」 「叔母さんいひました、辰公、人の物盗ると監獄につれて行かれるから盗つてはわるい、お錢をやるから何でも買へ、といふからわるいと思ひます」

「人を打つたり、殴つたりしてはどうか」 「辰公ぶんなぐる人はぶんなぐつてもよいと思ひます」

「若し辰公に何にもしないおとなしい人をなぐることはどうか」 「辰公、人が殴つてもよいといつたら打ん殴ります」

「火を放けて他の人の家を焼いたらどうか」 「火を放ける、ポンポン燃えるですか、辰公消しました、皆と一緒に消しました、よいかどうかわかりません、火が燃えると面白いと思ひます」

「赤坊を打つて泣かせてはよいかわるいか」 「辰公赤坊守りさせられましたが、なぐつたことありません他人が打つてもよいと云つたら打ちます」

「人を殺してはわるいか」

「辰公殺したことないからわかりません」

「學校の先生打つてよいか」

「辰公打つたことないからよくわかりません、大概わるいと思ひます」

「他の家に無斷にて入つてよいかわるいか」

「よくわかりません」

「辰公女に怪我させたといふ事だが、よいかわるいか」 「辰公わかりません、お巡りさん辰公に解らない言葉で、女子に傷出来たといふから、辰公わかりません、といふと叩く止めました、辰公うれしかつたんです、女子辰公に傷瘡らへられたといふから、ほんとうだとお巡りさんいふがそれよくわかりません、だから辰公傷つけてよいかわるいかわかりません」 性に關する判断、省く。

理 解 判 斷

「右の手は何方か」

「此方です」(正)

「ほんとうにさうか」

「此方です」(左)

「赤坊と人形とどう違ふか」

「おなじと思ひます」

「雀が三羽木の枝にゐたのを鐵砲で一羽撃つたらあと何羽残つてゐるか」 「辰公鐵砲で雀撃つたことないからわからないです」

「お正月といふのはどういふ事か」

「お正月は餅を喰べます、判事さん早く餅たべさせて下さい」

「櫻の花の咲く時分は何といふか」

「わかりません、辰公千葉に居た頃もう直き咲くといひました」

「水泳ぎするのは夏か冬か」 「わかりません、辰公水あそびしたことありません、他の人裸でやつたこと見たことあ

ります」

「叔母さんといふのはどういふことか」

「叔母さん可愛がります」

「お日様の出る方を何といふか」

「わかりません」

「入る方は」

「何だかよくわかりません」

「これは何か」(五十錢銀貨)

「お錢です(手に取りてよく見て後)五十錢です」十錢白銅、壹錢銅貨も同様、

「これは何か」(十圓紙幣)手に取りて切りに検べたる後、

「紙です、お錢ではありません辰公入りません」

「何方がよいか」(五十錢と十錢)「どつちも同じです、辰公貰ふなら大きいから此の方貰ひます」(五十錢)

「これとこれではどうか」(五十錢と十錢一錢)「辰公貰ふなら此方貰ひます」(十一錢の方)

試みに五十錢の方に一錢を加へると「それならどつちも同じです」

「石百貫目綿百貫目と何方が重いか」

「石の方が重いと思ひます」

宗教に關する問題

「宗教といふ事を知つてゐるか」「何の事かわかりません」

「耶蘇教を知つてゐるか」「辰公救世軍に居ましてお話を聴きましたが、何の事かわかりませんでした、他の人よく聞いてゐますが、辰公直きかうなつて駄目でした」(居眠りのこと)

「聖書知つてゐるか」「聖書知つてゐます、何を書いてあるか辰公字讀めませんから假名で読みました、よくわかりま

せん」

「救世軍では何をしてゐたのか」「よく働くと軍曹にするといひましたが、中々なれませんでした」

「お祈りをする事知つてゐるか」「外の人お祈りしますが、辰公直ぐかうなります」(居眠りのこと)

感 情

被告は拘禁生活に對する不快も不平もない、又病覺もなく病識もないから疾病に對しても何等不安、恐怖もない、故に不快、悲哀、忿怒の感情もなく、試みに

「何が好きか」と問へば、辰公「甘いお菓子が大好きです、饅頭でもいいです」又「判事さん早く辰公に赤い着物着せて下さい」

「好きな人は誰か」「叔母さんです、辰公辰公つて可愛がつて呉れるからです」

「活動寫真好きか」「見たことないからわかりません、魚の喰ひがじゅ／＼すると丸く映るのがあります、魚とつて来て映します」(幻燈のこと?)感情鈍麻。妄想や幻覺はない。

以上の現在證候は、明かに吾々をして被告の精神狀態に障礙のあることを首肯せしむるのであるが、記録による豫審中第一審、第二審の法廷に於ける陳述と比較するに、尙一層異常の甚しいことが分るのである。それについては、次に説明する。

この被告は前にも述べた通り、小學校に於て他の兒童を苛めたり、多少盜癖もあつたので生實學校といふ感化院に入れられたといふ事實はまづ第一に本人の精神生活の不完全な事を物語るものである。而して生實學校に於て木から落

ちて頭部を打ち、人事不省に陥り幸ひに癒つたが注意すべき事はその後時々物が分らなくなつて暴れたりすることがあつた。此事については母親のすいが證言して「時々考へ事をしてア、法がない、といつて夢中になつて障子を破つたり物を毀したり、佛壇をこはした事もあり、便所に入つて窓に細紐をかけて死うとしたこともあつた。脳がわるくて少し考へ事をするとアツブといつて倒れる癖がある」事を述べてゐるのを見ても平素特殊なる疾病的の所有者である事が明かである。それが木から落ちて頭を打つてからだといふ事であるとまづ外傷後の精神異常を考へなければならない。外傷性精神病でヒステリー様の朦朧狀態を發作するものと考へてよい。而してこの朦朧狀態中の自分の所業に對しては後日全然追憶力を有しないのであつて意識渾濁の程度の著しいことを證明するものである。

頭部の強打を受けた外傷によつて一時腦震盪症を起し幸ひに良好に経過した後に精神障礙を遺すことが屢々あつて殊に幼少なるものは精神の發育阻止を來して智能足らざる所謂低能者となることがあり、又變質的症狀を現はすことが多い。殊に失神發作或は癲癇様痙攣發作などを起すことが精神病學の通説となつてゐる。

被告は現在に於ては如上の通り現在證に示す通りの智能が低いが、平素に於ても相當に低いものと思はれる點は偶業務に從事しても永續せず、救世軍に入つても他のやうに出來ないで自らも「軍曹にするといひましたが出来ませんでしたといふ程度である。其他被告の雇主藤○牧師の豫審に於ける證言中「辰○助は普通の人と變つてゐまして仕事は熱心にしますが、脳がわるい爲めに仕事がまとまりをつける事が出来ませんでした。又普通人と少し變つた所がある人で子供に催眠術をかけるといつては施しましたが、あまりかゝりませんでした。又江間式の氣合術でも覚えましたから、太い針を自分の腕に刺して見せたり掌に人を乗せて氣合をかけて上た舉げたり、火箸を赤く繞いて手て擗へたり四斗櫛に水を半分位入れて氣合をかけて肩に乗せたり、人の意表に出でた様な事をして偉がる氣風がありました」

と述べてゐるのを見れば此等の行為は暗示性の強い、ヒステリーグループ異常者に多い事實を考へなければならない。

次に犯罪の動機は被告は曾て市中に於て仕事に從事中發作を起しで入院したことがあつたかそのときに看護婦から生殖器の圖を示されて、興味を感じたことを偶々異性を人なき處に見て、直に思ひ起して強姦を試みたのであつて、警察、檢事局、豫審調書によりては多少の精神障礙のあることが略推察されるけれども、現在證の示すものとはその程度に於て大に差のことの明かである。

殊に拘禁生活が長くなるにつれて精神狀態が不良になり、一方歩行困難、知覺癡痺等の身體體的症も進み、現在に於ては指南力喪失、記憶力減退、意識不鮮明、智能低下等によりて全然責任能力のない事は勿論であるが、犯罪當時に於ても前に述べた様に、被告は些細の精神的動搖によりて何時何處に於て失神發作を惹き起すや不明であることは認めなければならず、然らば如此外傷性精神病による性格異常者は如何なる責任を賦すべきこといふに、その程度に於て差異があるから一様にはいひ難いが、被告の場合は失神發作に次いで強度の意識渾濁を來す虞れある完全なる精神病者であるから縱令その當時意識障礙がなかつにたせよ、精神病者として責任を免する事が正しいと考へる。現在及び犯罪當時とも即ち法律上の心神喪失の程度に該當するものと見てよい。要するに拘禁性精神病者に於ては現在の精神障礙の程度だけで犯罪の責任能力を決定しては不可ない、必ず平時に於ける變質徵候の有無、癲癇及びヒステリ性疾患及び性格、先天性精神發育阻止即ち白癡（實際に於ては白癡は犯罪能力なし）癡愚、鈍愚、頭部外傷の既往症等を精査して其程度によりて犯罪當時の責任能力を決定しなければならない。（未完）

會員消息

附言 犯罪學會の例會の席上で講演したものに基いて、犯罪否認の研究を試み、今其一半を探録して見たのである
尙出来るだけ多くの例を挙げて、此稿を續けて見たい希望を有つて研究を繼續して居る。平素御指導を悉くしてゐる
三宅先生及び泉二先生と、何かと御便宜を賜はる判事宮城實氏、判事島保氏、判事松南健彦氏、司法書記官大原昇氏
其他裁判所の方々に深く感謝し、尙將來の御援助を切に願ふのである。

- 司法書記官正木亮君 四月九日出發渡歐。
- 判事宮城實君 控訴院部長に榮轉。
- 判事尾佐竹猛君 法學博士の學位を授與され同時に勅任官に陞叙さる。
- 司法書記官大原昇君 保護課長に榮轉。
- 警視廳檢閱係長橋高廣君 警視廳警視に被任。
- 警視廳監察官山内織喜君 臺灣總督府保安課長に榮轉内定。
- 判事大塚今比古君 東京地方裁判所豫審係を被命。

昭和三年八月二十一日印 刷

昭和三年八月廿五日發 行

編輯者 東京市小石川區大塚窪町一八番地

菊 地 甚 一

東京市小石川區大塚窪町一八番地

日本犯罪學會

發行所 東京市小石川區諏訪町五五番地

小林印 刷 所

印 刷 所

電話小石川一四九五番

終

